

政務調査費による研究研修費支出に対する損害賠償請求等を怠る事実に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

なお、森川輝男監査委員および小比賀勝博監査委員は、法第199条の2の規定により除斥されています。

平成22年11月4日

高松市監査委員 谷本繁男  
同 吉田正己

政務調査費による研究研修費支出に対する損害賠償請求等を怠る事実に関する住民監査請求の監査結果について

## 第1 請求の受理

### 1 請求人

住所・氏名 省略

### 2 請求書の受付

平成22年9月8日

### 3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（（1）第16回全国市民オンブズマン岡山大会実行委員会発行の植田真紀あての領収書写し、（2）ジャパングフトサービス発行の植田真紀あてのJR運賃領収書写し、（3）高松市長あての植田真紀作成の費用弁償受け取り拒否通告書写し（注）事実証明書については省略した。）の記載によると、高松市長は、事実証明書（1）および同（2）記載の金員が地方自治法第100条第14項に規定する「調査研究」の目的に支出されたものでないことを知りながら、同議員に対する返還請求権の行使を違法

に怠りまたは同議員に対する損害賠償請求を違法に怠っている事実が認められる。事実証明書(1)(2)に係る金員は、全国市民オンブズマン岡山大会出席費用であるが、全国市民オンブズマンの活動には、自治体における税金の無駄遣いの監視や地方議員の議員特権の廃止が含まれており、いずれも全国の市民が手弁当で自分のお金で参加しているのに、高松市議会議員が何らの根拠もないのにオンブズマン岡山大会の旅費その他に税金による公金支出はできないのである。同議員は、事実証明書(3)記載のとおり平成15年6月以降、およそ7年間も費用弁償の受取拒否を続けて、高松市に高松法務局への供託を続けさせており、その主張の前提は、事実証明書(3)記載のとおり、費用弁償は廃止すべきで、その理由は「報酬や政務調査費も支給されている」と主張しているが、政務調査費は報酬とは異なり議員に一律に支給されるものではないのである。費用弁償は条例の規定により高松市が支払義務を負うものであるのに対して、政務調査費は、地方議員に一律に支給されるものではなく地方自治法第100条第14項の規定による「調査研究」の目的で支出する必要がある場合に各議員からの「請求」により公金から支出されるものなのである。本件返還請求権の違法な不行使または損害賠償請求を怠る事実は、地方自治法第242条第1項に規定する違法な怠る事実に該当するものであり、高松市長は、上記議員に対する返還請求または損害賠償請求を違法に怠っているのである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記怠る事実について上記議員に対する返還請求または損害賠償請求を違法に怠っている高松市長に対して、本件違法な怠る事実に係る損害の補てんを求めるほか、「必要な措置」をとるよう高松市長に対して勧告することを求める。

#### 4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

### 第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求とこれに対する措置

#### 1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由(原文)

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能して

おらず信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

## 2 高松市長（以下「市長」という。）に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）が、市議会議員植田真紀（以下「当該議員」という。）に交付した平成21年度分政務調査費に関し、当該議員が第16回全国市民オンブズマン岡山大会（以下「本件大会」という。）に出席した費用を政務調査費の研究研修費（以下「本件研究研修費」という。）で支出したことについて、市長は、違法または不当な支出として、当該議員に対し返還請求または損害賠償請求をすべきであるにもかかわらず、これをしていないことが財産の管理を怠る事実に関与するか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、当該議員に対して上記返還請求または損害賠償請求を行うなど必要な措置をとるよう市長に勧告することを求めるというものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定により、請求人に対して、平成22年9月27日に、証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

### 2 監査対象部局

本件監査対象部局は、市議会事務局総務調査課および総務部総務課である。

### 3 関係人調査

法第199条第8項の規定により、本件政務調査費を支出した当該議員

に対し、事実関係を確認するため文書照会を行い、回答の提出を受けた。

#### 第4 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

##### 1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員および関係人から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

##### (1) 政務調査費交付制度の概要とその発足経過

政務調査費は、地方議会の議員の調査研究活動のために必要な経費の一部として、その議会の会派または議員に対し、地方公共団体から支給される費用である。

政務調査費の交付については、平成12年4月の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方分権が一層進展し、その担い手である地方議会の活動が重視されたことに伴い、同年に法が改正され、新たに導入された制度である。当時の法律案の趣旨説明においては、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進する観点からその使途の透明性を確保することが重要」である旨が述べられている。

##### (2) 政務調査費交付制度に関する法令の規定

政務調査費交付制度に関して、法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額および交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定した上、同条第15項は、「政

務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

### (3) 政務調査費交付制度に関する市の条例・規則

市は、法の上記規定を受けて、平成13年3月23日に、高松市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）および条例施行規則（以下「規則」という。）を制定し、翌年度から、高松市議会議員（以下「議員」という。）に対して政務調査費を交付している。

市の条例および規則における政務調査費交付に関する規定は、次のとおりである。

政務調査費は、交付の対象を議員とし（条例第2条）、交付額は、各月の初日に在職する議員に対し、月額10万円とする（条例第3条）。

各議員は、毎年度、当該年度において交付を受けようとする政務調査費について、議長を経由して、政務調査費交付申請書を市長に提出し（規則第2条）、市長は、当該申請に対し交付の決定を行い、政務調査費交付決定通知書を当該議員に通知する（規則第3条）。通知を受けた議員は、市長に請求書を提出し（規則第4条）、市長は請求書を受け、4月分から9月分および10月分から3月分をそれぞれ4月と10月に交付する（条例第3条）。

前記交付を受けた議員は、規則で定める用途基準に従って、政務調査費を使用しなければならない（条例第4条、規則第5条および別表）、議員でなくなった場合を除き、毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務調査費について、収支報告書に領収書等の証拠書類写しを添え、議長に提出しなければならないことになっており（条例第6条および規則第6条）、政務調査費に残余がある場合は、市長に返還しなければならない（条例第5条）とされている。また、議員は、交付を受けた政務調査費による支出について会計帳簿を作成し、領収書等の証拠書類とともに、5年間保存しなければならない（規則第8条）とされている。

そして、議長は、議員から提出された収支報告書の写しを市長に提

出する（規則第7条）とともに、議員から提出された収支報告書等を5年間保存しなければならない（条例第7条）。

なお、交付対象を議員個人とした理由は、条例議案を提出した総務部総務課（当時庶務課）の説明によると、市が、条例制定に当たり、法の改正が議員の調査活動基盤の充実を図る観点で行われたことから、個々の議員の調査研究活動に対して公費助成を行うことが、最も法の趣旨に則っていると判断したことによったとのことであり、また、当時の市議会でも、支出の透明性を確保するためには、議員個人が説明責任を負うべきであるとの考えが大勢を占めていた事情も斟酌したものである。

そして、政務調査費の交付額については、平成13年度の条例制定時は月額13万円とされていたが、高松市特別職の職員の報酬等審議会の答申を受け、平成17年度から月額10万円に改正されている。

また、同審議会からの答申や中核市における領収書等の写しの添付状況などを踏まえて、平成19年度に、議会改善検討委員会で政務調査費の在り方について協議した結果、平成20年度から、すべての支出について領収書等の写しの添付を義務付けることとなり、透明性の確保に努めている。

#### （4） 市における政務調査費の使途基準・運用指針

市における政務調査費の使途基準については、規則第5条別表に定められており、政務調査費は、同別表左欄に掲げる経費の区分により、当該右欄に掲げる費用に充てる場合に使用できると規定されている。その規定の本件研究研修費に関する部分は次のとおりである。

##### 別表（規則第5条関係）

1 研究研修費 （議員が研究会もしくは研修会を開催するために要する経費または議員以外の者が開催する研究会もしくは研修会に議員が参加するために要する経費をいう。）	(1) 会場借上げ料 (2) 講師謝金 (3) 出席者負担金 (4) 会費 (5) 交通費 (6) 宿泊費 (7) 前各号に掲げるもののほか、左欄の目的を達成するために必要な費用
---	---

また、市議会では、使途基準について、各議員が各会派内で作成したガイドラインに沿って運用していたため、市議会として統一的なガイドラインを設ける必要があると考え、議会改善検討委員会において政務調査費の使途基準運用指針（以下「運用指針」という。）を策定し、領収書等写しの添付の義務化に併せて、平成20年度から適用している。

運用指針では、政務調査費の支出に当たっての基本指針として、「調査研究の目的が、市政と関連性を有していること」、「政務調査費の各支出が、調査研究の目的からみて合理性、必要性を有していること」、「実費弁償を原則とすること」、「他の議員活動と明確に区別できない場合は、按分による算定方法を用いること」、「基本的には議員個人の自主的な判断により支出を決定し、関係証拠書類等の適正保管に努めること」を定めている。

そして、政務調査費の支出が不適切な事例として、交際費または個人的な支出、政党活動経費、選挙活動経費および後援会活動経費を掲げ、それぞれ具体的に例示しているほか、規則第5条別表の規定による経費の区分ごとに、その内容および主な支出例を列挙し、具体的な留意事項も示して、領収書等の取扱いなどについても詳細な取扱方法を示しており、市議会としては、運用指針が、具体的かつ精査された内容であり、各議員が運用指針に従う限り政務調査費は適正に支出されるものと認識している。

また、研究研修費に係る留意事項として、「会費については、その団体の活動内容や実態が調査研究に資するものである場合は支出できる」、「研究研修のために市外に出張したときは、政務調査活動記録票（以下「本件記録票」という。）（活動年月日、活動場所、相手方、活動目的等を記載）を作成する」等を定めている。

(5) 請求人が指摘する本件研究研修費の政務調査費計上の事実概要とその確認

ア 本件研究研修費支出の政務調査費計上の状況は、次のとおりである。

区 分 費 目	研究研修費 会費
支 出 内 容	第16回全国市民オンブズマン岡山大会参加費
支 出 先	第16回全国市民オンブズマン岡山大会実行委員会
領 収 日	平成21年8月29日
支 出 金 額	5,000円

区 分 費 目	研究研修費 交通費
支 出 内 容	JR旅客運賃（高松駅～岡山駅 往復運賃×2）
支 出 先	ジャパングフトサービスONG店
領 収 日	平成21年8月28日
支 出 金 額	5,280円

イ 本件研究研修費の支出により当該議員が参加した本件大会の概要は、次のとおりである。

大会 テーマ	おえりゃあせんとう，地方財政！	
開 催 日 時	平成21年8月29日，30日	
開 催 場 所	岡山大学創立五十周年記念館	
大会 参加 費	5,000円（資料代3,000円込み）	
主 な 日 程	29日	開会，全体報告，記念講演，分科会
	30日	全体報告，テーマ報告，大会宣言，閉会
主 催 者	第16回全国市民オンブズマン岡山大会実行委員会	

決議された大会宣言によると，本件大会は，地方財政の構造的な問題点につき道路特定財源を中心に検討されており，道路行政，情報公開，談合などの諸問題に関して議論を交わすことで，地方行政の今後の在り方について，出席者相互の認識を深めることを目的とする大会となっている。また，本件大会は個人での参加も可能であり，大会参加人数は320人とされている。

ウ 本件大会出席に要する公共交通機関の旅客運賃は，次のとおりである。

鉄 道	JR高松駅～JR岡山駅（片道）1,470円
バ ス	岡山駅西口～岡大西門（片道）190円

エ 本件研究研修費の政務調査費計上に関する当該議員の認識は，次のとおりである。

政務調査費の支出が，使途基準に適合しているか否かの判断は，一

義的にはそれを支出する議員個人の自主的な判断にゆだねられていることから、当該議員に対して、本件研究研修費に係る政務調査費計上に関して事実確認を文書にて行い、回答の提出を受けた。当該議員の本件研究研修費の政務調査費計上に関する認識は、次のとおりである。

まず、本件大会への参加について、当該議員は、本件大会のテーマが地方財政であり、本件大会では、その構造的な問題である道路特定財源を中心に検討し、自治体の道路予算を分析して地方財政の在り方を議論するとともに、そのチェック機関である議会の改革などについても討議することが予定されていたので、自治体の財政をチェックする役割を担う議員の立場で参加したことを明らかにしている。

そして、当該議員は、平成21年8月29日および30日の2日間にわたって開催された本件大会で、記念講演会のみならず、分科会（地方財政）やその他の各種報告会にも参加している。

次に、本件大会参加の成果として、当該議員は、記念講演において地方分権時代に求められる議会、議員の質の向上について重要な問題提起がなされたことを受け、市民のための議会改革へ努力していくこと、また、行財政改革の成果を納税者へ還元する仕組みを調査研究し政策提言していくこと、さらに、地方財政の分科会のテーマであった、自治体の道路関係経費と財政の問題については、道路予算を通して地方財政を見る視点を、これからの国と地方の関係を考える材料とすることなどを挙げており、本件研究研修費の政務調査費計上は適正であると認識している。

当該議員は、本件大会に参加した状況やその成果などを本件記録票にまとめて作成し、これを収支報告書とともに議長に提出している。

なお、当該議員は、平成21年8月29日、30日の両日とも、鉄道およびバスによる公共交通機関で本件大会に参加した旨を回答している。

(6) 本件研究研修費の政務調査費計上に関する市の認識とその対応

ア 本件研究研修費の政務調査費計上に関する市の認識

市は、議員が政務調査費として交付を受けた金員を研究研修費として支出することについては、その内容が市政と関連性を有する調査研究に資するものにのみ支出すべきであり、その当否は一義的に各議員の自主的な判断にゆだねられているものの、各議員は良識に基づき適正に運用しているものと考察しており、その内容が市政に関連性を有しないものである場合は、その研究研修費は政務調査費に計上されていないものと認識している。

そして、市は、研究研修費の使途基準については、規則別表および運用指針において、議員以外の者が開催する研究会もしくは研修会に議員が参加するために要する経費として、会費および交通費を認めており、本件研究研修費の政務調査費への計上は、本件記録票の記載内容等に照らし、適正であると認識している。

#### イ 本件研究研修費の政務調査費計上に関する市の対応

議員による政務調査費の支出に関して、それが使途基準に適合して適正であるか否かの判断は、一義的には、それを支出する議員個人の自主的な判断にゆだねられているため、市としては、各議員の良識を信頼してその支出報告を尊重し、政務調査活動に要した経費として支出しているという議員自身の判断により提出されている収支報告書の支出内容についての審査を行っている。

本件研究研修費についても、平成22年4月1日に当該議員から議長あてに提出された収支報告書に本件記録票および領収書写しが添付されており、その内容・金額を事後的に確認したところ、本件大会の参加は、地方財政に関する調査研究としての政務調査活動であると認められることから、適正なものと判断し処理したものである。

なお、総務調査課では、政務調査費が前金払で交付されることから、会計規則上の履行確認を平成22年3月31日に行っている。

## 2 監査委員の判断

### (1) 政務調査費の使途の適法性・妥当性に関する判断基準について

請求人は、政務調査費から本件研究研修費を支出したことは違法で

あると主張しているのです。まず政務調査費の使途の適法性・妥当性を判断する基準について検討する。

政務調査費は、「監査により認められた事実」(2)で明らかなどおり、法第100条第14項の規定に基づき、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり、議員の調査研究の範囲に関して、法第100条第1項の規定によれば、議会は、一部政令で定めるものを除き、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うものとされており、議員の調査研究活動が市政全般に及ぶ広範囲で行われ、それに資するため必要な経費は多種・多様なものとなる。この必要経費の一部として交付される政務調査費の使途について、法は、特に具体的な内容を明確にしていないが、法を受けて制定された条例第4条は、「議員は、規則で定める使途基準に従って政務調査費を使用しなければならない。」と規定し、規則で具体的な使途基準が定められている。この規則別表に規定された使途基準は、「監査により認められた事実」(4)で明らかなどおり、議員の調査研究活動に必要であるとされる区分ごとに、費用項目を掲げているにとどまり、議員の調査研究活動の基盤を充実させ、その審議能力を高めることにより地方議会の活性化を図るといふ制度の趣旨に鑑み、その運用は議員個人の自主的な判断にゆだねられ、広範な裁量が認められていると解されるものであるが、そのことには合理性が認められ、法の趣旨に反するものとは言えない。

したがって、議員が交付を受けた政務調査費から支出した費用が、適法な政務調査費の支出と認められるか否かは、まずは、その費目が使途基準に合致しているか否かによって判断し、その支出が使途基準の費目に従って支出されたものであると認められるものについて、さらに実質的適法性を判断すべきであると考えます。

政務調査費は公金から支出されるものであり、全国各地で不適正な使途が問題となっていることや、その使途の透明性の確保が重要であるとする制度の趣旨からみれば、議員の広範な裁量が無制限に許されるものではなく、良識的な判断が求められ、調査研究活動の目的や対

象事項が市政と何らかの関連性を有していること、また、政務調査費の用途には、合理性、必要性があることが認められなければならないことは当然であろう。

市議会が自主的に策定した運用指針は、議員個人の広範な裁量を認め、その支出の決定は議員個人の判断で行うとしながらも、政務調査費の支出に当たっての基本指針や不適切な事例を明記し、適正性・妥当性の観点から統一的な用途の判断基準を定めたものであり、法令としての拘束力はないものの、制度や法の趣旨および市の規定に合致しているものと言えよう。

議員の調査研究活動は、広範かつ多岐にわたり、個人的活動や政務調査活動以外の議員活動と明確に区別できると限らず、個別の事情によって解釈が異なっていることから、その用途の適法性・妥当性は、その支出が用途基準に定める費目に従って支出されたものであることを前提として、制度や法の趣旨を十分勘案し、その目的および対象事項が市政と何らかの関連性を有しているかどうか、その調査研究の方法が適切なものであるかどうか、また、その用途に合理性・必要性が認められるかを、客観的に判断して決すべきであり、それらが肯認されて初めて、政務調査費として適法な支出であると認められることになる。

そして、その市政との関連性の有無の判断や適切な調査研究の方法の選択については、法第100条第14項の趣旨に照らし、各議員の自主性を尊重し、広範な裁量が認められるべきであると考えられ、その調査研究の目的または対象事項が明らかに市政とは無関係であると認められる場合や、市政との関連性が社会通念上ほとんど認められない場合、その調査研究の方法が極めて不当と認められる場合、その費用が著しく高額である場合など、裁量の範囲を逸脱しているときに限り、その経費を政務調査費で賄うことが認められず、その支出が不法・不当となると解するのが相当である。

(2) 本件研究研修費を政務調査費に計上したことの適否について

請求人は、当該議員が本件大会参加の旅費その他を本件研究研修費

として政務調査費に計上することは違法であると主張しているの  
ので、この点について検討する。

本件研究研修費の政務調査費計上については、「監査により認められた事実」(5)で明らかにしたとおり、当該議員は、本件大会が全国市民オンブズマン実行委員会の主催するものではあるものの、その参加者は市民オンブズマンに限られず、広く一般の参加も呼びかけ、「地方財政」をテーマとして、その構造的な問題である道路特定財源の在り方を中心に議論し、自治体のチェック機関である議会の改革などについても検討することが予定されていたところから、自治体の財政をチェックする役割を担う議員の立場で本件大会に参加し、地方財政やそのチェック機関である議会などの在り方を調査研究する目的で、記念講演会のみならず、分科会や各種報告会にも出席したものであり、本件大会参加の成果についても、市民のための議会改革へ努力していくこと、行財政改革の成果を納税者へ還元する仕組みを調査研究し政策提言していくこと、さらに、自治体の道路関係経費と財政の問題について、道路予算を通して地方財政を見る視点をこれからの国と地方の関係を考える材料とすることを挙げており、これらの事実を照らすと、当該議員の本件大会への参加は、市政との関連性を有する調査研究活動であったと認められる。

そして、それに要した経費の相当性について検討するに、本件研究研修費として計上されている、本件大会の参加費5,000円は、資料費相当額3,000円が含まれた金額であり、その他の経費を考慮した1人当たりの経費としては妥当な金額であり、交通費も、JR高松駅-JR岡山駅間の正規の旅客運賃は片道が1,470円であることに鑑みると、金券ショップで600円割安の乗車券を購入した上、岡山駅から大会会場までのバス代の計上を見送った交通費5,280円という金額を計上しているにすぎず、実費弁償の原則に則ったもので、相当かつ妥当なものであることは明らかである。

また、当該議員は、本件大会出席に関する目的・内容・結果等を記載した本件記録票を収支報告書に添付し、運用指針で規定している留

意事項を踏まえたものとなっており、その記載内容についても不備がなく、適正な事務処理がなされているものと認められる。

以上のことから、本件研究研修費支出は、市政との関連性や相応の必要性、合理性、妥当性が認められ、使途基準に合致し、何ら違法なものは認められず、適正な支出と判断することができ、請求人の主張は理由がないものと判断する。

なお、請求人は、本件大会に参加する全国の市民が、それに要する費用を自己負担しているのに、当該議員が議員であることの故にその費用を公費で賄うことが認められるものではない旨主張しているもので、付言する。

わが国における市民オンブズマン活動が活動家の経済的自己負担により行われており、本件大会がそれら活動家を中心として開催され、その参加に要する参加費等の経費を自己負担しているのは請求人指摘のとおりであろうが、それは本件大会参加が個人の理念に基づく個人的な活動の一環として当然のことであろう。

しかし、本件大会は、市民オンブズマンの活動家だけの参加により行われるものではなく、これに関心を持つ一般市民その他の者の参加に門戸を開いているものであり、参加者は各自の目的に応じて参加し、その成果をそれぞれの目的に応じて活用できるものと思料されるところ、当該議員は、議員としての調査研究活動の一つとして本件大会に参加し、その成果を議会に反映させる目的で本件大会に参加したものであり、議員の立場と関係なく、個人的に参加したものではないので、その参加に要する費用を公金である政務調査費で賄うことに何の問題もないと言わなければならない、上記判断に何らの消長をきたすものではないと思料する。

(3) 本件研究研修費の政務調査費計上について、法第100条第14項違反の有無について

請求人は、本件研究研修費を政務調査費に計上したことについて法第100条第14項の規定に違反しており、本件研究研修費の支出は違法な公金支出である旨の主張をしているので、この点について検討

する。

請求人が主張する法第100条第14項の規定は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派または議員に対し、政務調査費を交付することができ、その対象、額および交付の方法については、条例で定めなければならないという趣旨を規定しているものであり、本件研究研修費支出については、前項までに論述しているところから明らかなおおりに、法および法に基づき定められた条例および規則等により、正当な理由で、適正な手続によって行われているものと認められ、同規定に違反するものは何ら見当たらず、違法なものとは言えないので、その支出が市に損害を与えたものとは到底認められず、請求人の上記主張には何ら理由がないものと言わなければならない。

(4) 本件研究研修費の政務調査費計上に関し、当該議員に対する不当利得返還請求権または損害賠償請求権の成否について

最後に、請求人は、本件研究研修費を政務調査費に計上したことは違法な公金支出であり、市は当該議員に対して同研究研修費相当額の不当利得返還請求または損害賠償請求をすべきであるのに、これを違法に怠っていることは、法第242条第1項の規定に該当すると主張しているので、その不当利得返還請求権または損害賠償請求権の成否について検討する。

本件研究研修費の政務調査費計上については、前項までの検討により明らかなおおりに、当該議員には何らの違法性・不当性も認められず、適正な政務調査費の支出と認められ、当該議員に不当利得の意思や市に損害を与える意図などがあつたとは毛頭認められず、市には当該議員に対する不当利得返還請求権または損害賠償請求権が認められないことは多言を要するまでもないことであり、市が当該議員に返還請求または損害賠償請求をしないことは当然なことと言ふべく、請求人の主張には理由がないことは明らかであると判断する。

以上，検討のとおり，請求人の主張はいずれも理由がなく失当である。  
よって，本件措置請求には理由がないものと判断する。